

# 閲覧制限期間中に選挙人名簿を閲覧させたことについて

(公表)

美作市選挙管理委員会

次のとおり不適切事案が発生したので、公表します。

令和8年2月2日

## 事案「閲覧制限期間中に選挙人名簿を閲覧させたことについて」

### 事案発生年月日

令和8年1月27日

### 事案の概要

- 午前8時30分頃、選挙管理委員会に選挙人名簿の閲覧申出があり、申出者に対し選挙人名簿（抄本）を閲覧させた。
- しかし、当日は衆議院議員総選挙の公示日であったことから、他の職員（元選挙管理委員会職員）から、「公示日から閲覧制限期間に入るので、閲覧させることはできないのではないか」との指摘を受けた。
- 選挙管理委員会職員が公職選挙法を確認し、更には県選挙管理委員会に確認したところ、午前10時30分頃、同法28条の2第1項の規定により本日から2月13日までの間は閲覧制限期間であることが確認された。
- 確認後直ちに、閲覧していた申出者に対しその旨を説明し、閲覧を中止させた。
- 閲覧制限期間中にも関わらず閲覧させた原因は、「市長選のための閲覧申出だったため、制限されるのは市長選挙の告示日から」との誤った法令解釈によるものである。

### 選挙管理委員会委員長コメント

公職選挙法をはじめとした関係法令に則り、常に適正な選挙事務の管理執行を行わなければならないところ、このような事案を引き起こしたことに對しまして、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

関係職員には厳重注意を行いますとともに、今後、このような不適切事案が起きないように、選挙管理委員会全職員の選挙実務遂行能力の向上に、より一層取り組み、市民の皆様の信頼を損なうことのないよう再発防止に努めて参ります。

【参考】

○公職選挙法（抄）

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

第28条の2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間（第24条第1項各号に定める期間又は期日に限る。）においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動（選挙運動を含む。）	公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの